社会福祉法人 弘正会　定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第１種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホーム事業の設置経営

（２）第２種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の設置経営

（ロ）地域活動支援センター事業の設置経営

（ハ）相談支援事業の設置経営

（ニ）就労移行支援事業の設置経営

（ホ）就労継続支援事業の設置経営

（ヘ）放課後等デイサービス事業の設置経営

（ト）保育所等訪問支援事業の設置経営

（チ）日中一時支援事業の設置経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人弘正会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を愛媛県八幡浜市五反田１番耕地７６番地３に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員の報酬は無報酬とする。

２　通勤に要した費用を旅費として支給することができ、詳細は別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」による。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）
第１５条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名
（２）監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に４月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２１条　役員の報酬は無報酬とする。

２　通勤に要した費用を旅費として支給することができ、詳細は別に定める「役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程」による。

（職員）

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、

選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２４条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長の選定及び解職

（招集）
第２５条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）
第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）
第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）愛媛県八幡浜市五反田１番耕地７６番地３所在の土地
　　特別養護老人ホーム　コンフォート神山　敷地１３１７．２６㎡
（２）愛媛県八幡浜市五反田１番耕地７６番地３所在の建物
　　鉄筋コンクリート２階建　延床面積１４６５．６２㎡
（３）愛媛県八幡浜市松柏丙１３２番地、甲７２５番地３、丙１３７番地１、丙１３７番地２所在の建

物

鉄骨造合金メッキ銅板ぶき２階建　延床面積１３７９．６４㎡

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、八幡浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、八幡浜市長の承認は必要としない。

１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けな

ければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　解散

（解散）

第３６条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３７条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　定款の変更

（定款の変更）

第３８条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、愛媛県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を愛媛県知事に

届け出なければならない。

第９章　公告の方法その他

（公告の方法）

第３９条　この法人の公告は、社会福祉法人弘正会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４０条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　上村　容志枝
理　事　　濵田　剛伸
〃　　佐々木　昭
〃　　宮瀬　ルミ
〃　　井上　傳一郎
〃　　野本　脩二朗

この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。（平成２３年８月４日）

この定款の変更は、平成２４年６月２９日から施行する。

この定款の変更は、愛媛県知事の認可後、平成２５年４月１日から施行する。

この定款の変更は、八幡浜市長の認可後、平成２６年４月１日から施行する。

この定款の変更は、八幡浜市長の認可後、平成２６年１２月１日から施行する。

この定款の変更は、八幡浜市長の認可後、平成２７年４月１日から施行する。

この定款の変更は、八幡浜市長の認可後、平成２９年４月１日から施行する。

この定款の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。（平成２９年５月１０日）

この定款の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。（平成２９年７月１４日）

この定款の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。（平成３０年４月１７日）

この定款の変更は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

第三号第一様式

法人単位貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	275,838,652	284,045,009	△8,206,357	流動負債	63,313,331	53,549,200	9,764,131
現金預金	208,869,887	218,704,996	△9,835,109	事業未払金	20,420,599	22,491,524	△2,070,925
事業未収金	66,725,417	64,853,053	1,872,364	１年以内返済予定長期運営資金借入金	28,005,000	19,262,000	8,743,000
未収金	4,570	301,610	△297,040	預り金	1,377,830	1,234,022	143,808
立替金	45,560	49,760	△4,200	仮受金	15,702	164,654	△148,952
前払費用	6,688	35,590	△28,902	賞与引当金	13,494,200	10,397,000	3,097,200
仮払金	86,530	0	86,530				
その他の流動資産	100,000	100,000	0				
固定資産	449,517,837	473,684,268	△24,166,431	固定負債	344,300,494	374,848,137	△30,547,643
基本財産	426,532,799	447,185,018	△20,652,219	長期運営資金借入金	339,797,424	369,538,547	△29,741,123
土地	69,600,000	69,600,000	0	長期未払金	4,503,070	5,309,590	△806,520
建物	298,385,269	306,822,212	△8,436,943	負債の部合計	407,613,825	428,397,337	△20,783,512
建物附属設備	58,547,530	70,762,806	△12,215,276	純資産の部			
その他の固定資産	22,985,038	26,499,250	△3,514,212	基本金			
土地	4,503,600	4,503,600	0	国庫補助金等特別積立金	170,506,640	181,993,717	△11,487,077
建物	5,472,200	5,644,194	△171,994	その他の積立金			
構築物	5,627,493	6,611,308	△983,815	次期繰越活動増減差額	147,236,024	147,338,223	△102,199
車輌運搬具	1	7,239	△7,238	(うち当期活動増減差額)	△102,199	13,844,534	△13,946,733
器具及び備品	5,029,096	7,807,693	△2,778,597				
権利	40,648	61,752	△21,104				
ソフトウェア	462,000	13,464	448,536				
敷金	1,840,000	1,840,000	0				
その他の固定資産	10,000	10,000	0	純資産の部合計	317,742,664	329,331,940	△11,589,276
資産の部合計	725,356,489	757,729,277	△32,372,788	負債及び純資産の部合計	725,356,489	757,729,277	△32,372,788

第三号第二様式

貸借対照表内訳表

令和 7年 3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	社会福祉事業	合計	内部取引消去
流動資産	275,838,652	275,838,652	
現金預金	208,869,887	208,869,887	
事業未収金	66,725,417	66,725,417	
未収金	4,570	4,570	
立替金	45,560	45,560	
前払費用	6,688	6,688	
仮払金	86,530	86,530	
その他の流動資産	100,000	100,000	
固定資産	449,517,837	449,517,837	
基本財産	426,532,799	426,532,799	
土地	69,600,000	69,600,000	
建物	298,385,269	298,385,269	
建物附属設備	58,547,530	58,547,530	
その他の固定資産	22,985,038	22,985,038	
土地	4,503,600	4,503,600	
建物	5,472,200	5,472,200	
構築物	5,627,493	5,627,493	
車輌運搬具	1	1	
器具及び備品	5,029,096	5,029,096	
権利	40,648	40,648	
ソフトウェア	462,000	462,000	
敷金	1,840,000	1,840,000	
その他の固定資産	10,000	10,000	
資産の部合計	725,356,489	725,356,489	
流動負債	63,313,331	63,313,331	
事業未払金	20,420,599	20,420,599	
１年以内返済予定長期運営資金借入金	28,005,000	28,005,000	
預り金	1,377,830	1,377,830	
仮受金	15,702	15,702	
賞与引当金	13,494,200	13,494,200	
固定負債	344,300,494	344,300,494	
長期運営資金借入金	339,797,424	339,797,424	
長期未払金	4,503,070	4,503,070	
負債の部合計	407,613,825	407,613,825	
基本金			
国庫補助金等特別積立金	170,506,640	170,506,640	
その他の積立金			
次期繰越活動増減差額	147,236,024	147,236,024	
(うち当期活動増減差額)	△102,199	△102,199	
純資産の部合計	317,742,664	317,742,664	
負債及び純資産の部合計	725,356,489	725,356,489	

第三号第二様式

貸借対照表内訳表

令和 7年 3月31日現在

(単位:円)

勘定科目	法人合計		
流動資産	275,838,652		
現金預金	208,869,887		
事業未収金	66,725,417		
未収金	4,570		
立替金	45,560		
前払費用	6,688		
仮払金	86,530		
その他の流動資産	100,000		
固定資産	449,517,837		
基本財産	426,532,799		
土地	69,600,000		
建物	298,385,269		
建物附属設備	58,547,530		
その他の固定資産	22,985,038		
土地	4,503,600		
建物	5,472,200		
構築物	5,627,493		
車輌運搬具	1		
器具及び備品	5,029,096		
権利	40,648		
ソフトウェア	462,000		
敷金	1,840,000		
その他の固定資産	10,000		
資産の部合計	725,356,489		
流動負債	63,313,331		
事業未払金	20,420,599		
１年以内返済予定長期運営資金借入金	28,005,000		
預り金	1,377,830		
仮受金	15,702		
賞与引当金	13,494,200		
固定負債	344,300,494		
長期運営資金借入金	339,797,424		
長期未払金	4,503,070		
負債の部合計	407,613,825		
基本金			
国庫補助金等特別積立金	170,506,640		
その他の積立金			
次期繰越活動増減差額	147,236,024		
(うち当期活動増減差額)	△102,199		
純資産の部合計	317,742,664		
負債及び純資産の部合計	725,356,489		

第一号第一様式

法人単位資金収支計算書

(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	【介護保険事業収入】	320,860,000	315,490,144	5,369,856	
		【障害福祉サービス等事業収入】	33,775,000	33,370,709	404,291	
		【受取利息配当金収入】	38,900	133,410	△94,510	
		【その他の収入】	3,218,000	3,569,401	△351,401	
		事業活動収入計(1)	357,891,900	352,563,664	5,328,236	
	支出	人件費支出	226,421,000	227,087,951	△666,951	
		事業費支出	41,086,000	41,107,317	△21,317	
		事務費支出	64,297,000	63,683,084	613,916	
		借入金利息支出	1,850,000	1,847,357	2,643	
		その他の支出	2,710,000	2,609,200	100,800	
		事業活動支出計(2)	336,364,000	336,334,909	29,091	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		21,527,900	16,228,755	5,299,145	
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計(4)				
	支出	固定資産取得支出	554,400	554,400	0	
		施設整備等支出計(5)	554,400	554,400	0	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△554,400	△554,400	0	
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金収入	179,943,000	92,598,407	87,344,593	
		その他の活動収入計(7)	179,943,000	92,598,407	87,344,593	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出	188,234,000	113,596,530	74,637,470	
		その他の活動による支出	807,000	806,520	480	
		その他の活動支出計(8)	189,041,000	114,403,050	74,637,950	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△9,098,000	△21,804,643	12,706,643	
予備費支出(10)				—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			11,875,500	△6,130,288	18,005,788	

前期末支払資金残高(12)	298,246,939	260,154,809	38,092,130	
当期末支払資金残高(11)+(12)	310,122,439	254,024,521	56,097,918	

第一号第二様式

資金収支内訳表

(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目			社会福祉事業	合計	内部取引消去
事業活動による収支	収入	【介護保険事業収入】	315,490,144	315,490,144	
		【障害福祉サービス等事業収入】	33,370,709	33,370,709	
		【受取利息配当金収入】	133,410	133,410	
		【その他の収入】	3,569,401	3,569,401	
		事業活動収入計(1)	352,563,664	352,563,664	
	支出	人件費支出	227,087,951	227,087,951	
		事業費支出	41,107,317	41,107,317	
		事務費支出	63,683,084	63,683,084	
		借入金利息支出	1,847,357	1,847,357	
		その他の支出	2,609,200	2,609,200	
		事業活動支出計(2)	336,334,909	336,334,909	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		16,228,755	16,228,755	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)			
	支出	固定資産取得支出	554,400	554,400	
		施設整備等支出計(5)	554,400	554,400	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△554,400	△554,400	
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金収入	92,598,407	92,598,407	
		その他の活動収入計(7)	92,598,407	92,598,407	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出	113,596,530	113,596,530	
		その他の活動による支出	806,520	806,520	
		その他の活動支出計(8)	114,403,050	114,403,050	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△21,804,643	△21,804,643	
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)			△6,130,288	△6,130,288	

前期末支払資金残高(11)	260,154,809	260,154,809	
当期末支払資金残高(10)+(11)	254,024,521	254,024,521	

第一号第二様式

資金収支内訳表

(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目			法人合計		
事業活動による収支	収入	【介護保険事業収入】	315,490,144		
		【障害福祉サービス等事業収入】	33,370,709		
		【受取利息配当金収入】	133,410		
		【その他の収入】	3,569,401		
		事業活動収入計(1)	352,563,664		
	支出	人件費支出	227,087,951		
		事業費支出	41,107,317		
		事務費支出	63,683,084		
		借入金利息支出	1,847,357		
		その他の支出	2,609,200		
		事業活動支出計(2)	336,334,909		
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		16,228,755		
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)			
	支出	固定資産取得支出	554,400		
		施設整備等支出計(5)	554,400		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△554,400		
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金収入	92,598,407		
		その他の活動収入計(7)	92,598,407		
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出	113,596,530		
		その他の活動による支出	806,520		
		その他の活動支出計(8)	114,403,050		
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△21,804,643		
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)			△6,130,288		

前期末支払資金残高(11)	260,154,809		
当期末支払資金残高(10)+(11)	254,024,521		

第二号第一様式

法人単位事業活動計算書

(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	【介護保険事業収益】	315,490,144	319,980,204	△4,490,060
		【障害福祉サービス等事業収益】	33,370,709	29,287,795	4,082,914
		サービス活動収益計(1)	348,860,853	349,267,999	△407,146
	費用	人件費	230,185,151	216,473,437	13,711,714
		事業費	41,107,317	40,404,208	703,109
		事務費	63,683,084	64,997,112	△1,314,028
		減価償却費	24,720,831	24,545,852	174,979
		サービス活動費用計(2)	359,696,383	346,420,609	13,275,774
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△10,835,530	2,847,390	△13,682,920
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益等	133,410	2,190	131,220
		その他のサービス活動外収益	3,569,401	3,920,604	△351,203
		サービス活動外収益計(4)	3,702,811	3,922,794	△219,983
	費用	支払利息	1,847,357	1,932,092	△84,735
		その他のサービス活動外費用	2,609,200	2,644,800	△35,600
		サービス活動外費用計(5)	4,456,557	4,576,892	△120,335
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		△753,746	△654,098	△99,648
経常増減差額(7)=(3)+(6)			△11,589,276	2,193,292	△13,782,568
特別増減の部	収益				
		特別収益計(8)			
	費用	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△11,487,077	△11,651,242	164,165
		特別費用計(9)	△11,487,077	△11,651,242	164,165
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		11,487,077	11,651,242	△164,165
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			△102,199	13,844,534	△13,946,733
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		147,338,223	133,493,689	13,844,534
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		147,236,024	147,338,223	△102,199
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)				
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		147,236,024	147,338,223	△102,199

第二号第二様式

事業活動内訳表

(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目			社会福祉事業	合計	内部取引消去
サービス活動増減の部	収益	【介護保険事業収益】	315,490,144	315,490,144	
		【障害福祉サービス等事業収益】	33,370,709	33,370,709	
		サービス活動収益計(1)	348,860,853	348,860,853	
	費用	人件費	230,185,151	230,185,151	
		事業費	41,107,317	41,107,317	
		事務費	63,683,084	63,683,084	
		減価償却費	24,720,831	24,720,831	
		サービス活動費用計(2)	359,696,383	359,696,383	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△10,835,530	△10,835,530	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益等	133,410	133,410	
		その他のサービス活動外収益	3,569,401	3,569,401	
		サービス活動外収益計(4)	3,702,811	3,702,811	
	費用	支払利息	1,847,357	1,847,357	
		その他のサービス活動外費用	2,609,200	2,609,200	
		サービス活動外費用計(5)	4,456,557	4,456,557	
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		△753,746	△753,746	
経常増減差額(7)=(3)+(6)			△11,589,276	△11,589,276	
特別増減の部	収益				
		特別収益計(8)			
	費用	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△11,487,077	△11,487,077	
		特別費用計(9)	△11,487,077	△11,487,077	
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		11,487,077	11,487,077	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			△102,199	△102,199	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		147,338,223	147,338,223	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		147,236,024	147,236,024	
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)				
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		147,236,024	147,236,024	

第二号第二様式

事業活動内訳表

(自)令和 6年 4月 1日(至)令和 7年 3月31日

(単位:円)

勘定科目			法人合計		
サービス活動増減の部	収益	【介護保険事業収益】 【障害福祉サービス等事業収益】	315,490,144 33,370,709		
		サービス活動収益計(1)	348,860,853		
	費用	人件費 事業費 事務費 減価償却費	230,185,151 41,107,317 63,683,084 24,720,831		
		サービス活動費用計(2)	359,696,383		
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△10,835,530		
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益等 その他のサービス活動外収益	133,410 3,569,401		
		サービス活動外収益計(4)	3,702,811		
	費用	支払利息 その他のサービス活動外費用	1,847,357 2,609,200		
		サービス活動外費用計(5)	4,456,557		
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		△753,746		
経常増減差額(7)=(3)+(6)			△11,589,276		
特別増減の部	収益				
		特別収益計(8)			
	費用	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△11,487,077		
		特別費用計(9)	△11,487,077		
	特別増減差額(10)=(8)-(9)		11,487,077		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			△102,199		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		147,338,223		
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		147,236,024		
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)				
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		147,236,024		

社会福祉法人弘正会　役員・評議員　一覧表

令和7年6月24日時点

■役員（理事・監事）

役職名	氏名	職業
理事長	上村容志枝	医療法人役員
理　事	清水　貴江	医療法人職員
理　事	林　香代	（社福）弘正会ｺﾝﾌｫｰﾄ神山・松柏 施設長
理　事	西野　恵美	社会福祉法人職員
理　事	菊池　真紀	社会福祉法人職員
理　事	水関　勇輔	株式会社社員
監　事	宮崎　秀次	司法書士
監　事	三好　研治	社会保険労務士

■評議員

役職名	氏名	現役職名
評議員	宮瀬　ルミ	元・民生委員、児童委員
評議員	井上　傅一郎	元・中学校長、八幡浜市教育委員会教育長
評議員	野本　修二朗	社会保険労務士
評議員	此上　勝	元・民生委員、児童委員
評議員	中川　つる美	元・民生委員、児童委員
評議員	福島　一郎	建築士
評議員	伊達　実	建築士

社会福祉法人弘正会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人弘正会（以下「法人」という。）の第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

２　役員とは、理事及び監事をいう。

３　費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　役員及び評議員に対する職務執行の報酬は無報酬とする。

（費用弁償の支給及び支給方法）

第４条　法人は、役員及び評議員が通勤に要した費用を旅費として支給する。

２　金額は、一律３，０００円とし、必要の都度、現金にて支払うものとする。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第６条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成２９年４月１日から施行する。